

平成28年12月9日

総務文教委員会

阿久根市議会

- 1 会議名 総務文教委員会
- 2 日時 平成28年12月9日(金) 14時50分開会
15時58分閉会
- 3 場所 第2委員会室
- 4 出席委員 大田重男委員長、濱田洋一副委員長、渡辺久治委員、
西田数市委員、竹原信一委員、竹原恵美委員、
濱之上大成委員、木下孝行委員
- 5 事務局職員 議事係長 東 岳也
- 6 説明員
- ・総務課
課長 山下 友治 君 課長補佐 尾塚 禎久 君
係長 中尾 隆樹 君
 - ・教育総務課
課長 小中 茂信 君 課長補佐 牛濱 睦郎 君
 - ・税務課
課長 川畑 宏之 君 係長 大田 省吾 君
- 7 会議に付した事件
- ・議案第42号 阿久根市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - ・議案第43号 市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - ・議案第44号 一般職に属する職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - ・議案第45号 阿久根市奨学金貸付基金条例の一部を改正する条例の制定について
 - ・議案第46号 阿久根市税条例の一部を改正する条例の制定について
 - ・議案第47号 阿久根市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
 - ・陳情第3号 鹿児島県知事に対し、九州電力に川内原発の免震重要棟の早期建設を求めるよう要請する意見書の採択を求める陳情
 - ・陳情第4号 九州電力に対し、川内原発の免震重要棟の早期建設を求める意見書の採択を求める陳情書
 - ・意見書第1号 九州電力川内原子力発電所に免震重要棟を早急に建設することを求める意見書・議案第42号 阿久根市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 8 議事の経過概要 別紙のとおり

審査の経過概要**大田重男委員長**

ただいまから、総務文教委員会を開会いたします。12月2日の本会議で、当委員会に付託となりました案件は、議案第42号、阿久根市議会議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第43号、市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第44号、一般職に属する職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第45号、阿久根市奨学金貸付基金条例の一部を改正する条例の制定について、議案第46号、阿久根市税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第47号、阿久根市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。また、現在、本委員会で継続審査となっております案件は、陳情第3号、鹿児島県知事に対し、九州電力に川内原発の免震重要棟の早期建設を求めるよう要請する意見書の採択を求める陳情、陳情第4号、九州電力に対し、川内原発の免震重要棟の早期建設を求める意見書の採択を求める陳情、意見書第1号、九州電力川内原子力発電所に免震重要棟を早急に建設することを求める意見書の提出についてであります。なお、委員会の日程についてはお手元に配布しました日程表のとおり作成しましたのでご了解願います。

それでは、総務課の入室をお願いします。

(総務課入室)

○議案第42号 阿久根市議会議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について**大田重男委員長**

はじめに、議案第42号、阿久根市議会議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について審査に入ります。課長の説明を求めます。

山下総務課長

議案第42号について、御説明申し上げます。この条例の主な内容は、議員の期末手当の支給割合を年間0.1月分引き上げ、年間の支給率を3.15月分から3.25月分にしようとするものであります。第1条の改正は、平成28年度において、12月に支給する期末手当の支給割合を100分の165から100分の175に、第2条の改正は、平成29年度以後において、6月に支給する期末手当の支給割合を100分の150から100分の155に、12月に支給する期末手当の支給割合を100分の175から100分の170に、それぞれ改めようとするものであります。

次に、附則であります。条例の施行期日を、第1条の規定は公布の日、第2条の規定は平成29年4月1日とし、第1条の規定による改正後の条例の規定は、平成28年12月1日から適用することとするほか、内払について規定しております。以上で説明を終わりますが、どうぞよろしく願いいたします。

大田重男委員長

課長の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

渡辺久治委員

この3件の増額に対して、提案理由として国家公務員の給与改定に順じ、それは二つですね、もう一つは人事院の勧告等に。

大田重男委員長

では、国家公務員の給与改定に順じとありますが、これだけですか、理由は。

山下総務課長

議案第42号及び議案第43号につきましては、議員と3役の報酬、それからいずれも期

末手当の引き上げでございますが、提案理由としましては、特別職の国家公務員の給与改定に準じることを直接の理由としておりますので、提案理由としてはそのように記載をさせていただきました。また、職員の給与改定につきましては、人事院勧告が直接的な動機でございましたので、そのように記載をさせていただいたところでございます。以上です。

渡辺久治委員

これらを増額とか、変動する場合は、阿久根市民の所得というものも私は十分鑑みるものと考えます。ここ数年の平均所得というのは、ほとんど変わっていないんですけども、そこら辺は勘案しないんですか。

山下総務課長

これは、今回この3件の条例改正全てについて言えることでございますが、期末手当の支給割合、職員については給料表の改定という、いわば内容、制度の改正ということでございます。こういった制度の改正につきましては、基準を人事院勧告、あるいは国家公務員に準じることとして基準を設定しております。改定については増額する場合も減額する場合もございますが、基準としてはここに準じることとしながら、一方では、独自の給与削減をこの間継続的に実施しておりますので、厳しい給与に対する市民の方々からの御意見を踏まえた独自削減で考慮しているということでございます。以上です。

渡辺久治委員

厳しい市民の声というよりも、厳しい市民の所得の状況というものを勘案しないんですかという質問です。

山下総務課長

のちほど職員給与の条例の中でも申し上げたいと思いますが、市民の声と言いますか、市民の所得状況に鑑みてこの間継続的に独自削減を実施をしております。その結果、本市の職員のラスパイレス指数は、平成27年4月現在で92.2となっております。これは全国の1,721市区町村の中では下から155位、県下19市の中では最下位、町村を加えた県内43団体の中でも34位の水準となっているところでございます。このように市の現状に照らして独自の取り組みを継続的に進めてきているところでございます。以上でございます。

[渡辺久治委員「はい、わかりました」と発言あり]

大田重男委員長

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、議案第42号について、審査を一時中止いたします。

○議案第43号 市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

大田重男委員長

次に、議案第43号、市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について審査に入ります。課長の説明を求めます。

山下総務課長

議案第43号について、御説明申し上げます。この条例の主な内容は、市長、副市長及び教育長の期末手当を年間0.1月分引き上げ、年間の支給割合を3.15月分から3.25月分にしようとするものであります。第1条の改正は、平成28年度において12月に支給する期末手当の支給割合を100分の165から100分の175に、第2条の改正は、平成29年度以降において6月に支給する期末手当の支給割合を100分の150から100分の155に、12月に支給する期末手当の支給割合を100分の175から100分の170にそれぞれ改めようとするものであります。

次に、附則であります。条例の施行期日を、第1条の規定は公布の日、第2条の規定は平成29年4月1日とし、第1条の規定による改正後の条例の規定は、平成28年12月1

日から適用することとするほか、内払について規定しております。以上で説明を終わりますが、どうぞよろしく願いいたします。

大田重男委員長

課長の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、議案第43号について、審査を一時中止いたします。

○議案第44号 一般職に属する職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

大田重男委員長

次に、議案第44号、一般職に属する職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について審査に入ります。課長の説明を求めます。

山下総務課長

議案第44号について、御説明申し上げます。条例議案等参考の3ページをお開きください。条例は、2条に分けて改正を行っておりますが、まず、第1条関係の改正について御説明いたします。はじめに、第11条の5の改正は、平成28年度において、12月期の勤勉手当の支給率を、職員にあっては100分の80を100分の90に、再任用職員にあっては100分の37.5を100分の42.5にそれぞれ改めるものであり、期末手当と合せた年間の支給率を、職員では4.2月から4.3月に、再任用職員では2.2月から2.25月にしようとするものであります。

次に、附則第11項の改正は、現在、6級で55歳以上の管理職の給料について実施されている給与の1.5パーセントの減額措置について、勤勉手当の支給率の改正後も引き続き反映させるため、必要な率の見直しをしようとするものであります。次に、条例議案等参考の4ページからになりますが、別表第1及び別表第2の改正は、給料月額を改定するため、給料表の改正を行うものであります。

次に、第2条関係の改正について御説明いたします。条例議案等参考の15ページをお開きください。はじめに、第6条の改正は、配偶者に係る扶養手当の額を現在の1万3,000円から6,500円に減額するとともに、満22歳までの子に係る手当の額を現在の6,500円から1万円に引き上げ、さらに、配偶者がいない場合に現在1人につき月額1万1,000円とされている扶養手当の特例を廃止しようとするものであります。なお、これらの改正については、平成29年度から平成30年度にかけて段階的に行うこととしております。

次に、17ページになりますが、第11条の5の改正は、第1条で改正した勤勉手当の支給率について、平成29年度以後において、6月期、12月期のいずれも、職員は100分の85に、再任用職員は100分の40に改めるものであり、時期を分けて支給率の配分をしようとするものであります。また、附則第11項の改正も、勤勉手当の率の配分の見直しによる改正に伴い、所要の率の調整をしようとするものであります。

最後に、この条例の改正附則の主な内容について御説明いたします。議案書の23ページをお開きください。改正附則第1条では、この条例の施行期日を、第1条は公布の日、第2条は平成29年4月1日とするほか、改正後の条例の規定の適用日を定めております。

また、次の24ページになりますが、改正附則第4条では、扶養手当の改正について、段階的に実施する特例を規定しております。

以上で説明を終わりますが、よろしく願いいたします。

大田重男委員長

課長の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

竹原恵美委員

こうした場合には、その後この条例変えた後、独自が掛かって、支給になるんでしょうけれども、ラスパイレス指数は何になるということになりましょう。

山下総務課長

ラスパイレス指数は給与実態調査によって、毎年度4月1日現在の値で評価されることになっております。先ほど申し上げたのは、今公表されているものが平成27年4月1日現在の値でございます。年内に平成28年4月1日現在の値が示されるのではないかと考えておりますが、今回のこの改正による影響は29年の4月1日に一部が反映されていくということになるかと思えます。

竹原恵美委員

それでは、ラスパイレスは独自が掛かったからなんだけれども、この原案と言いますか、今こう座ろうとしている条例の中というのはいずれも国家公務員のラスパイレス100という状態と全く同じがずっと継続して、改めて考えてみると、ずっとこういうふうには人事院勧告がこちらを修正してずっと続いてきたわけですが、この今、条例自体というのはいずれも国家公務員との差というのはいずれもあるものなんですか。ずっと可決して、差がないような状況になっているようなものでしょうか。

山下総務課長

制度の枠組みとしては国家公務員に準じているということでございます。内容については、職員のその年齢構成であるとか、実際に受給する給料がどれくらいであるとか、それによって違って来るかと思えます。ラスパイレス指数はその実態を比較したものだと思っております。これは制度を準じたこと御理解いただきたいと思えます。

竹原恵美委員

では、お尋ねして、その条例自体の細部のこの金額はずっと上がってきてますし、パーセント100分の80と変わってきますけれども、これは阿久根市の差異というのはいずれも国家公務員の表と阿久根市の差異というのはいずれあるんでしょうか。全く同じ状況になっているんでしょうか。

山下総務課長

期末勤勉手当の支給率等の制度については、国に準じております。同様でございます。

竹原恵美委員

については、全般同じではなく、一部同じ、一部違うという意味ですか。

山下総務課長

失礼しました、給料表についても制度としては国家公務員に準じているということでございます。

竹原恵美委員

わかりました。独自性が出て来ているのは、その独自の掛け方だけであって、今はずっと準じてきていて、阿久根の評価、阿久根のその判断とするところは独自の削減なり、場所によっては加算なりというところにあるというふうに理解しました。

山下総務課長

一部この中に、たとえば管理職手当であるとか、そういったものは同様ではございません。そのほか、委員が今話をされました、独自削減についても阿久根市独自のものとございます。一部の手当については、差異があるものもございます。

[竹原恵美委員「はい、了解です」と発言あり]

大田重男委員長

ほかに質疑はありませんか。

木下孝行委員

1点だけ、27年4月1日現在のラスパイレスが、92.3ぐらいだったのですかね。

大田重男委員長

92.2。

木下孝行委員

今回の条例改正を全国1,700超の自治体が、条例改正をしたとした時には、同じラス

パイレスであるという、そういうふうにも思っておいていいですよ。

山下総務課長

ラスパイレス指数は4月1日現在で支給されている給与水準の実態の比較したものでありますので、たとえば、今年度中に退職者が出るとか、それはそれぞれの団体によって数も異なって参りますので、その実態がどのようなものになるのかは、この値がそのまま引き続いてということになるかどうかは、それは4月1日現在の現状でないとわからないことです。

木下孝行委員

可能性とすれば、おそらく全く同じ条件等の変動が27年当時と変わらない変動、給料改正のあり方であれば、おそらく同じくらいの順番には全国で下から150位ぐらいでしたっけ、だいたいそこら辺になるんだろうと私は思っているんですけどどうですかね。

実際はわからないですよ、4月1日現在で、実際多少変動があるかもしれんけど。

山下総務課長

若干ラスパイレス指数のこの間の推移を少しお話をさせていただきますが、平成24年度が97.3、平成25年度が96.0、平成26年度が88.4、平成27年度が92.2、こういう形で変動しておりますので、その時々々の給与削減の状況であるとか、職員の数であるとか、そういったものによって変動していくのではないかと思います。

[木下孝行委員「はい」と発言あり]

大田重男委員長

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、議案第44号について、審査を一時中止いたします。

(総務課退出、教育総務課入室)

○議案第45号 阿久根市奨学金貸付基金条例の一部を改正する条例の制定について

大田重男委員長

次に、議案第45号、阿久根市奨学金貸付基金条例の一部を改正する条例の制定について審査に入ります。課長の説明を求めます。

小中教育総務課長

議案第45号、阿久根市奨学金貸付基金条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。今回の改正は、現在貸付を行っている奨学金に、入学一時金を新たに加え、大学や専門学校等への進学に際し、入学金や教科書代のほか、生活財の購入費用など、入学に係る必要経費を支援することを目的として奨学金を貸し付けるため、条例の一部を改正しようとするものであります。

第5条は、奨学生の資格に、入学しようとしていることを追加したものであります。第6条は、奨学金の種類に入学一時金を加え、貸付額を1回に限り80万円以内と規定し、第4項で貸付額の制限等に係る文言を整理したものであります。第7条は、貸付期間について、4月の貸付開始を、貸し付けを受けた月に改めるものであります。第8条は、入学一時金の返還期限について、修学資金の貸付との併用の場合は10年、入学一時金だけの貸付の場合は5年と規定し、それに伴い文言の整理を行ったものであります。第9条は、返還の猶予又は免除について文言の整理を行い、第2項にその他特別な理由があると認めるときを加え、卒業後阿久根市に帰って来て市内に居住し、一定の要件を満たせば、入学一時金を免除することを想定したものであります。

最後に附則で、この改正後の条例の規定は、平成29年1月1日から適用しようとするものであります。以上で説明を終わりますが、よろしく願いいたします。

大田重男委員長

課長の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

竹原恵美委員

説明いただきました、その返還をしなくてもいい条件、一定の条件、すみませんどちらを確認すればいいでしょうか。

小中教育総務課長

これは条例の改正ですので、大きな文言として、第9条第2項にその他特別な理由があると認める時ということをも文言として加えまして、具体的な規定につきましては、その下の規則とか、要綱等でうたっていていきたいというふうに考えております。中身につきまして、簡単に御説明いたしますけれども、卒業後原則1年以内に阿久根に帰ってきて、3年間継続して居住し、市内外の企業等に勤めるか、あるいは農業、漁業等営むなど、就業することを条件にしたいというふうに考えております。したがって、阿久根に居住後3年間は返還を猶予し、3年間が経過したのちに免除申請をしてもらい、正式に免除することを決定したいというふうに思っているところでございます。以上です。

竹原恵美委員

それはどちらかと比較されましたでしょうか。と言いますのは、その私は都市部に居て、そこで経験を積む学生だけでよそと限られた生活の中で得られるものだけではなく、それ以上のものを得て帰ってきて私はほしいというふうに思っているんですが、そこは全く認めずに1年以内にもどってくるということにされてますけれども、他市の例なりで、たった1年以内に帰ってくると厳しく条件づける、それ以外のものはごらんにはならなかったですか。

小中教育総務課長

この規定につきましては、県の入学奨学金というのがありまして、それを参考にさせていただいたんですが、入学一時金の目的の一つは地域に貢献できる人材が阿久根に帰ってきてくれることでもあります。このため事業効果として期待できるのは卒業後すぐに阿久根に帰っていただくことが望ましいので、原則1年という区切りをさせていただきました。ただ、確かに一旦市外に居住して、あとで帰ってくる方もおられますので、この場については、それまでに返還をしてもらった額の残額を免除することを考えております。たとえば2年後、3年後に帰ってくることも想定されますので、その場合はその間に返還した奨学金を除く残額分について返還を猶予し、3年経過後にその分を免除するということで、原則1年ですけれども、2年後、3年後に帰ってもそういった免除を受けられる形にはしていきたいと考えております。

竹原恵美委員

今、このここにはないその他、これからつくられるところではありますが、とても大事なことで、一緒に並行して、実は出していただく必要があるものではないかなと思うんです。認知なんです、感覚というか、認知の問題だと思いますが、学生が学生の間だけ限られたお友達、アルバイト、そこの中で得たもの以上のものを身に付けた時の有益性もぜひ加味していただきたいと思います。以上です。

大田重男委員長

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、議案第45号について、審査を一時中止いたします。

(教育総務課退出、税務課入室)

○議案第46号 阿久根市税条例の一部を改正する条例の制定について

○議案第47号 阿久根市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

大田重男委員長

次に、議案第46号、阿久根市税条例の一部を改正する条例の制定について審査に入ります。課長の説明を求めます。

川畑税務課長

委員長、説明を一括してよろしいでしょうか。46号と47号。

大田重男委員長

46号と47号、一括してよろしいですか。

[「いいです」と発言するものあり]

では、そのようにします。

川畑税務課長

それでは、議案第46号、阿久根市税条例の一部を改正する条例の制定、及び第47号、阿久根市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、御説明いたします。

はじめに、議案第46号の主な内容であります。租税条約等が締結されていない外国の法人等が、日本の金融機関等への投資等による利子及び配当所得等を得たとき、当該外国において免税となるケースにおいて、当該外国法人を通じて日本の居住者が利子所得等を得た場合には、個人市民税の税率3パーセントの分離課税とする規定を追加するものです。

今回の改正で対象となる外国等は、現時点で台湾だけあります。民間同士で締結された「日台租税取決め」を受けた所得税法等の改正で、来年1月1日以降に台湾の法人等が日本の政府系金融機関等への投資等により、利子および配当所得等を得たとき免税となるため、これらの特例適用利子等及び特例適用配当等について、個人市民税の税率3パーセントの分離課税とする条例改正を行うものです。

次に、議案第47号の主な内容であります。市民税で分離課税される、租税条約等が締結されていない外国の法人等を通じて得る特例適用利子等及び特例適用配当等の額を、国民健康保険税の所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得金額に含めることとする規定を追加するものです。

以上で説明を終わりますが、どうぞよろしく願いいたします。

大田重男委員長

課長の説明が議案第46号、議案第47号が終わりました。これより質疑に入ります。

竹原恵美委員

現状においては、これは何の、今の状況で阿久根に居住したり、関わりのある上で有効性と言うか、効果、影響がありますか。

川畑税務課長

現時点でこれが対象となる外国等が台湾に限られてますが、可能性はあります。ただし、28年度の課税においても阿久根市においては、21人の課税があるんですが、その中で台湾の方もいらっしゃいませんし、台湾の方だけが対象となるわけではないんですけども、台湾の企業を通じての所得になりますので、可能性としては台湾とかが多いのではないかと思います。現時点で28年度も台湾の方の課税もありませんし、11月末の住民においても台湾の方はいらっしゃいませんので、ほとんど影響はないと考えます。

[竹原恵美委員「ありがとうございました」と発言あり]

大田重男委員長

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、議案第46号、議案第47号について、審査を一時中止いたします。

(税務課退室)

大田重男委員長

以上で議案の審査が終了しましたが、議案第42号から47号までの6件に関する現地調査について各委員の意見を伺います。

[「ありません」との発言あり]

それでは、必要なしと認め、現地調査はしないことに決しました。

○議案第42号 阿久根市議会議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

大田重男委員長

それでは、議案第42号、阿久根市議会議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、各委員のご意見を伺います。

渡辺久治委員

先ほど、総務課の人が言いましたけれども、今議員報酬は県内では阿久根市は最低と、職員も下から150番目と言いましたね、であるから上げようというか、私はラスパイレス指数とかよくわからんですけども、実質的には上げるということですね、これはやっぱし、もし上げた場合は、市民の皆様にもはっきりとわかるということになります。実際私はここ5年ぐらいの所得をちょっと、阿久根市の平均ですね、ほとんど停滞気味、上がっていないし、やっぱしここで上げたなら市民の評価はどうだろうかということを考えます。こう茶飲み話で我々議員もこれでは生活できんよなとかいう話もします。本音を言えば上げたいですよ、しかし、ここで上げたならやっぱりどうかと私は思います。やはり委員会としては私はこれは反対の意見であります。

[発言するもの複数あり]

大田重男委員長

では、意見がなければ次に本案討議に入ります。

[発言するもの複数あり]

休憩に入ります。

(休憩 15:28~15:29)

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

竹原恵美委員

これはもう職員の給与とも違って、金額は阿久根市独自、ずっと独自でするところに今回国家公務員の特別職が上がったものですが、自分たち市民感覚を市の中に持ち込むため、そういう意見を反映するためという役割もあります。市民の感覚はどのように皆さんお感じになっているのかなと、私はなかなか議員の認知、活動の認知は高いものではない、やっても表せていないところもあったり、もっとうまく表現をしてわかっただけであればあると思うんですが、市民の皆さんの感覚はどんなふうにお感じだろうかと思います。皆さんいかがでしょうか。

木下孝行委員

私、皆さん各議員がいろんな市民の方と意見を聞いたり、話を聞いたりしていらっしゃるんだろうと思いますけど、私の周りの、私に近い市民の方たちは、基本的には議員の皆さんが頑張って活動してくれるのであれば、報酬は上げたほうがいいんじゃないかというような意見が私の周りでは非常に多いということは、私はそういうふうに理解しております。だからさっき言われたみたいに市民の意識は確かに大事です。どういう気持ちを持っているかというのは大事だろうと思いますけど、私はそういった意味で、今私の周りの市民の方々は、お前頑張って給料も安いから上げるような活動をしてもいいよという極端なことを言うてくださる方もおられます。また私はそれなりに給料が、報酬が上がることを希望しておりますし、その分皆さんが自覚を持って頑張るというそういう強い意識で議会活動をすれば私はいいと思います。

竹原信一委員

議員の給料を上げてもらっていいという方の所得というのは割合阿久根市内でも高い方々ではないかと推測しますが、あるいは経営者とか、違いますか。

木下孝行委員

そんなことはないです。私の周りはほとんど庶民です。

竹原信一委員

聞いてみましょう、今後その周りの人たちに。

大田重男委員長

ほかに討議はありませんか。

渡辺久治委員

先ほどに加えて、政務活動費は関係ないですけどここでは、政務活動費などを上げて。

[「竹原恵美委員が出した討議に対して」との発言あり]

では、今はないです。

大田重男委員長

今は討議ですから、竹原恵美委員がこう出されたものに対してどうかというものです。ないですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、次に討論に入ります。

竹原信一委員

これはですね、議員の報酬を、南九州市ではこれは否決したんですね、私はそういった市民の状況を考えればですね、これは上げるというのはとても考えられない状況だと思いますよ、上げましたって怒られたり、恥ずかしいという気になれないのが、私は皆さんのその感覚は、特に木下議長の件は違和感を感じて仕方がないです。反対すべきだと思います。

大田重男委員長

ほかに。

竹原恵美委員

私は反対の討論をいたします。一つはそもそもが、特別職の国家公務員の給与改定に準じると、地方議会の議員がこれに準じるという仕組み自体に反対するという意思で反対すること、そして、議員活動、市民の方の感じている部分ですけれども、自分たちはもっとやっているということ表現する必要がある、それが届いていないことで批判を受けているようにしみじみと感ずるところです。自分たちの活動が足りないのか、伝え方が足りないのか、伝える方法を自分たちにとってそれに向かっていっているのかと言うとそこがまず自分たちが足りないのではないのか、残念ながらやっていることが評価されにくい状態においてあるならばそこも自分たちで改善しての上でこういう提案はしたいなと思いますので、今現状では反対です。

大田重男委員長

ほかに賛成討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。それでは、討論がありましたから、議案第42号について、可決すべきものと決するに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

挙手多数と認めます。よって本案は可決すべきものと決しました。

○議案第43号 市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

大田重男委員長

それでは、議案第43号、市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、各委員のご意見を伺います。

竹原信一委員

議員ももっとひどいですよね、市長、だいぶもらっている人たちがさらに上げたいなんていうのはもう見苦しくて仕方がない。しかもですよ、市民ではなくて、国家公務員が上げたから俺も付いて行くんだってもう自治の放棄ですよ、この発想自体が、なんのつもりなんだと言うしかないですね、これ。

大田重男委員長

ほかにないですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、次に本案について討議に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、次に討論に入ります。

渡辺久治委員

先ほどの議案第42号と同じ理由で反対です。以上です。

竹原信一委員

本当によく提案できたなと思います。自分で考えるということ放棄された状態ではないかなと、市長が、こんな市民の代表がおっていいのかなと思うわけですよ、絶対反対です。

大田重男委員長

ほかにありませんか。

濱之上大成委員

私は、これについては国家公務員のその給与改定に準じての支給割合の一部改正ということでありまして、本来そのことがあればですね、議員も自らそういうことであればですね、供託という言葉も出てくるわけですね、ですから、自らが率先して減額すればいいわけですよ、しかしながらこれはこの内容のことについてでありますので、私はこれについては賛成でいいんじゃないかと思っております。

大田重男委員長

ほかにありませんか。

(挙手する者あり)

[東議事係長「賛成と反対と交互にしなければいけないので、もし反対があれば反対を先に」と発言あり]

竹原恵美委員

この内容は、地方自治体の首長に対してですけれども、それをやはり特別職の国家公務員の給与改定に準じるというその仕組み自体にまず反対の意見を伝えたいと思います。また、市長においては、正当な報酬を改めて考えるべき、下げるだけということではなくて、正当な報酬を考えるべきであろうと思いますので、今回反対いたします。

濱田洋一委員

議案第43号の条例の一部改正ということでございますが、今まで以上に頑張っていたかくというのも含めまして賛成と思います。

大田重男委員長

ほかになければ、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。討論がありましたから、議案第43号について、可決すべきものと決するに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

挙手多数と認め、よって本案は可決すべきものと決しました。

○議案第44号 一般職に属する職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

大田重男委員長

次に、それでは、議案第44号、一般職に属する職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、各委員のご意見を伺います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、次に本案について討議に入ります。討議はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、次に討論に入ります。

竹原信一委員

現時点です、職員は人件費が1時間4,600円かかるんですね。これ以上かけるようなことにする、今までも十分動かしにくい状況にあります。職員を使えば市民の負担が増える、一体何のために職員を使うのかがわかんなくなってくる。市民を苦しめる、使えば使うほど市民を苦しめるわけですから、おまけに正規職員だけ上げて、臨時、嘱託は上げるわけではない、もう頭おかしいんじゃないかと思えます。反対です。

木下孝行委員

今まで阿久根市の職員の給与、年額に関しては、ラスパイレスの中でもずっと低い水準を維持して、ずっと続けているわけで、阿久根市の職員だけが低い報酬、年収でいいのかということも私は考えながら、職員の意欲も、今回の改正ですね、全国どこも今回条例改正していくんだと思う中でですね、また、比較をした時にその分だけまた下がっていくようになるんだらうと私は思いますので、ここで阿久根市の職員報酬がほかの自治体よりもまた下がるというのはどうなのかと、やっぱり合わせていかないといけないのかなと、意欲もまた出てこないのかなというふうに思いますので、賛成をしたいと思えます。

大田重男委員長

ほかに。

竹原恵美委員

問題提起として、地方自治体の職員が人事院勧告に準じるということ自体にもう時代の乖離というか、考え方がもうずれてきているんじゃないかと、この点に問題を感じます。そしてきのう一般質問で私、原価意識ということ、原価を含んだ事業評価という提案をしましたが、その都市部ではもうされていることが、こちらでは、ここではしていない、そうすることで、職員の自分の金額で働くべきところに置かれずに、いろんなことを持ち込んで、どれもこれも自分たちでやんなきゃいけないというふうな考え方ではパンクするように思います。まずその単価を考えた働き方、そしてその単価を考える、そういう段取りがないのに今ざくっと金額を評価するというのは今の現状ではできない状態だと思います。以上で反対します。

大田重男委員長

ほかに討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、討論を終結いたします。これより採決に入ります。それでは、討論がありましたから、議案第44号について、可決すべきものと決するに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

挙手多数と認めます。よって本案は可決すべきものと決しました。

○議案第45号 阿久根市奨学金貸付基金条例の一部を改正する条例の制定について

大田重男委員長

それでは、議案第45号、阿久根市奨学金貸付基金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、各委員のご意見を伺います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、次に本案について討議に入ります。討議はありませんか。

竹原恵美委員

条例の改正で中にその他で決まってくるというふうに文言が入った中にその他がこの同時に出てこないという提案の出し方の問題点は感じられませんか。この出し方、執行部の出し方はいかがでしょうか。

竹原信一委員

役所というのはこれやるんですよよく。いろんな物事を、議員たちに議論させるところで

はなくて、下の法律、とにかく職員が自分たちの裁量権で物事を進めるようにいろんなあらゆるところでこれやります。普通にやります。習性です、役所の。

竹原恵美委員

そのどう感じますかということに対してこういうものだとおっしゃるとちょっと取りにくいですけれども、物事、総論賛成、各論反対というのが結局出てきますので、こういうことは同時に出していただくということは意見としては残すべきではないかと思いたいががでしょうか。

木下孝行委員

私は一部改正ということで、今までの条例にその変更する部分を加えただけだから、この出し方で問題ないのかなと思っております。

竹原信一委員

意見加えたところで、大して効果はないです。

濱田洋一委員

この第9条のところ、その他というところで、現行はその他正当な理由と、これをその他特別など、この文言の変更ということだけですよね、ですので特段問題はないのではないかと思いたいがが。

竹原恵美委員

その文言というのを変えるのはその問題はないですが、それを言うのであれば、その裏はどうですかという今決まっていなくていいところだったでしょ、裏が決まっていなくていいのに、大きいことだけを今回出してくるので、どういうことが実行されますかということが確認できなかったという事実なんです、問題点は、どういうことが条件になりますか、それはまだ決まっていなくていいという大きなところの言葉、窓口の言葉を変えるという点で条件もどうやって実行されますかという説明ができなきゃおかしいんじゃないかということです。

木下孝行委員

それは市長が判断する、特別な理由というのは、市長の考えの中での。

竹原信一委員

今の話はですね、今市長がって言いますが、実際は職員なんです。物事を決めていくのは、それをやりやすいようにするために議会に提案をしました。そういうことなんです。

議会のほうは実際にですよ、物事を進めていく議員の承認を得た形で市政が運営されるようにしたいと、本当に思っていればですね、ここにブレーキ掛けるべきなんですけど、どうもそんな体制が今の阿久根市議会にはないんです。

竹原恵美委員

すいません、市長だったり、職員だったりとおっしゃるんですが、これ条例の話ですから、文言できちっと決めた上で執行されるものですから、個人の感覚でそれこそやるという話に議事録残さないでいただきたいと思いたいがが。

[「先に進めてください」と発言する者あり]

大田重男委員長

では、ほかに討議はありませんか

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、次に討論に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論ないですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、討論を終結いたします。

それでは、議案第45号、阿久根市奨学金貸付基金条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。よって議案第45号は可決すべきものと決しました。

○議案第46号 阿久根市税条例の一部を改正する条例の制定について

大田重男委員長

次に、議案第46号、阿久根市税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、各委員のご意見を伺います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、次に本案について討議に入ります。討議はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、次に討論に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、討論を終結いたします。

それでは、議案第46号、阿久根市税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案は可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認め、よって議案第46号は可決すべきものと決しました。

○議案第47号 阿久根市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

大田重男委員長

次に、議案第47号、阿久根市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、各委員のご意見を伺います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、次に本案について討議に入ります。討議はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、次に討論に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、討論を終結いたします。

それでは、議案第47号、阿久根市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案は可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。よって議案第47号は可決すべきものと決しました。

○陳情第3号、鹿児島県知事に対し、九州電力に川内原発の免震重要棟の早期建設を求めるよう要請する意見書の採択を求める陳情

○陳情第4号 九州電力に対し、川内原発の免震重要棟の早期建設を求める意見書の採択を求める陳情

○意見書第1号、九州電力川内原子力発電所に免震重要棟を早急に建設することを求める意見書の提出について

大田重男委員長

次に、継続審査となっております、陳情第3号、鹿児島県知事に対し、九州電力に川内原発の免震重要棟の早期建設を求めるよう要請する意見書の採択を求める陳情、陳情第4号九州電力に対し、川内原発の免震重要棟の早期建設を求める意見書の採択を求める陳情、意見書第1号、九州電力川内原子力発電所に免震重要棟を早急に建設することを求める意見書の提出についてを一括して議題とします。

まず、現在継続となっております陳情並びに意見書について、審査の方法について、委員の皆様から御意見を申し上げます。

濱之上大成委員

この3件について、先日規制委員会の意見も出たところではありますけれども、やはりまだこういういろいろ私ももう少し情報を聞くべきであろうと私は個人的には思っておりますので、もう少し時間いただいて、次回の3月まで継続ということではいかがでしょうか。

大田重男委員長

ただいま、濱之上委員からもうしばらく調査を行い、次回開催される委員会において結論を出したいという旨の意見がありました。

[「異議なし」と呼ぶ者複数あり]

竹原恵美委員

規制委からは一定の判断がおりたところではありますが、正直3月まで待っても新しい情報の可能性は低いのではないかと私は考えるところです。ですから、今で判断してもいいのではないかと思います。

大田重男委員長

ただいま、異議がありました。これは挙手によって決めたいと思います。

最初濱之上委員からありました、引き続き継続して審査をすることに発言がありました。

今、竹原恵美委員はもう結論を出してもいいんじゃないかと言われました。

ここで挙手によって行いたいと思います。

引き続き継続して審査をするというふうに賛成の方挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

賛成多数です。よってこのまま引き続き継続して審査をすることに決しました。

東議事係長

先日、2日の日に所管課を呼んで意見を聞くということで、話をしておりますので、所管課は控えておりますので、続けるかどうかを判断ください。

大田重男委員長

本委員会の所管事務調査を議題とすることで、各所管課を呼んでいますけど、12日、13日もあるんですよね、だからきょうはこれくらいで委員会を一時中止したいと思います。

[「異議なし」と発言する者あり]

では、12日の10時から再開します。

[発言する者あり]

本日の総務文教委員会はこれにて散会いたします。

(閉 会 15時58分)

総務文教委員会委員長 大 田 重 男